

令和4年
(2022)
栃木県
実施要綱

秋の交通安全 県民総ぐるみ運動

実施期間 令和4(2022)年9月21日(水)～9月30日(金)

交通安全
スローガン 高めよう! とちぎの交通マナー
マナーアップ! あなたが主役です

令和3年度 交通事故防止に関するポスターコンクール



◆優秀賞作品
栃木県立足利工業高等学校
金子 奈央さん



◆入選作品
栃木県立足利工業高等学校
長 晴香さん



◆奨励賞作品
栃木県立特別支援学校 宇都宮青葉高等学園
後藤 大翔さん



全国重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底



- 9月22日(木) 「夜間走行中の原則ハイビーム」・「飲酒運転根絶」徹底強化の日
- 9月26日(月) 「子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」推進強化の日
- 9月28日(水) 「自転車マナーアップ」強化の日
- 9月30日(金) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

「運動の重点」

① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

おねがい 止まって とちぎ県 「横断歩道は、歩行者優先」

- 横断中又は横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道等の前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければなりません。
- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して横断する意思を明確に伝えるなど自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 子供や高齢者を交通事故から守るため、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。



「子供や高齢者に優しい3S (スリーエス) 運動」の推進

- S** E E (発見する) ⇒ 子供や高齢者をいち早く**発見**する
- S**LOW (減速する) ⇒ 子供や高齢者を見たら**減速**する
- S**TOP (停止する) ⇒ 危険を感じたらすぐに**停止**する

② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

- 「原則ハイビーム」の推進
夜間、先行車や対向車等が無いときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 午後4時から前照灯を点灯する**ライト4 (フォー) 運動**を実践しましょう。
- 歩行者や自転車の方も夜間外出するときは**反射材**をつけましょう。



◆ 飲酒運転等の根絶・妨害運転の防止

- 「**飲酒運転等を絶対にしない、させない**」という「**飲酒運転を許さない社会環境**」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い。
 - ◎お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
 - ◎車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
 - ◎お客さまが運転代行等を依頼して帰る時は、その確認ができるまで車のキーをお預かりください。
- 二日酔い等による飲酒運転も違反です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコールチェッカー等を活用しましょう。
- 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を認識し、急ブレーキ、割込み等の妨害運転は絶対に止めましょう。 ~「優しさ」と「思いやり」のある運転を~

③ 自転車の交通ルール遵守の徹底

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

- 自転車事故の防止や被害者の保護を図るため、県及び自転車利用者の責務や県民・事業者等の役割、ヘルメットの着用、自転車保険への加入義務化等を規定した条例が施行となりました。

・自転車保険加入の義務化!!

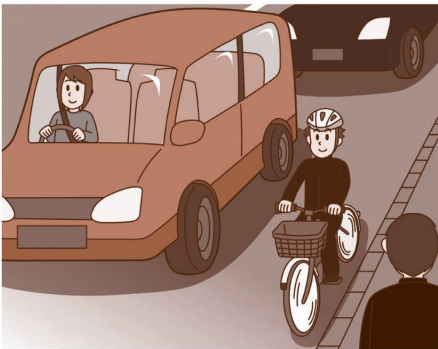
詳しくは、
県HPをご確認ください⇒



・ヘルメットの着用、自転車の点検整備 努力義務

「自転車安全利用五則」を守るまるね～

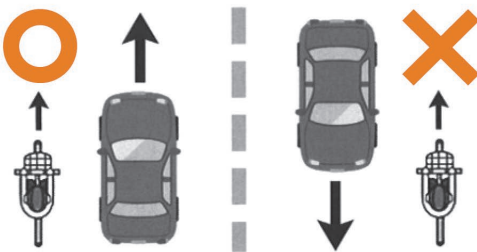
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



「普通自転車専用通行帯」がある時は、車道左側の「通行帯」を通行
普通自転車専用通行帯とは、道路標識と道路標示で明示された、自転車通行専用の車道部分です（基本的に青色系で着色されている部分）



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



歩道を例外的に通行するときは、「**歩行者優先**」!
歩道は「**徐行**」!すぐに停止できる速度で通行しましょう。

※ただし、以下の場合は歩道を通行することができます

- 標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合

- 運転者が下記の場合
 - ・ 13歳未満の子供
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ その他車道通行に支障がある方

- 車道又は交通の状況からやむを得ない場合
 - ・ 道路工事等で通行が困難なとき
 - ・ 交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

④ 安全ルールを守る (ルール違反は犯罪です)



1 酒酔い運転

罰則

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



2 一時不停止

罰則

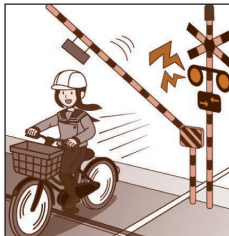
3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



3 信号無視

罰則

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



4 しゃ断踏切入り

罰則

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

自転車の主なルール違反と罰則



5 携帯電話使用

罰則

5万円以下の罰金



6 イヤホン使用

罰則

5万円以下の罰金

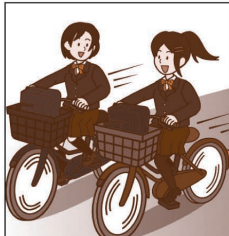
※周囲の音が聞こえない状態で
運転してはいけません。



7 傘さし

罰則

5万円以下の罰金



8 並進

罰則

2万円以下の罰金
又は科料

⑤ 子供はヘルメットを着用

※栃木県自転車条例では、
自転車利用者全てに乗車用ヘルメットの着用を努力義務としています。



ヘルメットを着用しないと
死亡率が約3倍に!!

自転車事故による死者の
56%が頭部を損傷

※ヘルメット非着用時
(令和2年中)

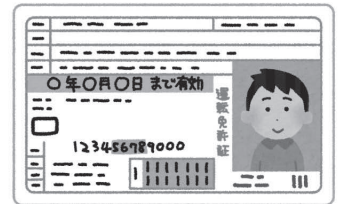
◆優秀賞
栃木県立足利工業高等学校
金子 瑞希さん

運転免許証自主返納者等への支援事業

運転免許証を自主返納された方を対象に、県内各市町や企業・団体等で、**外出支援や優遇サービス**を実施しています。

・公共交通機関の運賃割引 など

詳しくは各市町等へのお問合せいただくか、
栃木県のホームページをご覧ください。



栃木県 免許返納

検索

栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索